

高齢者が尊厳を持って暮らすために

高齢者虐待について 考えましょう

一般的には、「高齢者虐待とは、親族など主として高齢者と何らかの人間関係のある人によって高齢者に加えられた行為で、高齢者の心身に深い傷を負わせ、高齢者の基本的人権を侵害し、時に犯罪上の行為」と理解されています。具体的には次のようなものが高齢者虐待と考えられます。

身体的虐待

暴力を振るって、からだにあざ、痛みを与える。
外部との接触を意図的、継続的に遮断する。



例：殴る、つねる、蹴る、無理矢理食事を口に入る、
やけど・打撲させる。ベッドに縛り付けたり、意図的に薬を過剰に服用させ身体拘束、抑制する。

心理的虐待

脅しや侮辱など、言葉や威圧的な態度、無視、嫌がらせなどによって精神的、情緒的苦痛を与える。



例：怒鳴る、ののしる、悪口を言う。
話しかけているのに意図的に無視をする。

性的虐待

本人がいやがる性的な行為やその強要。



例：排泄の失敗に対して罰として、下半身を裸にして放置するなど。

経済的虐待

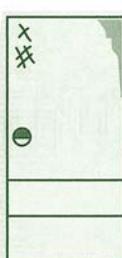
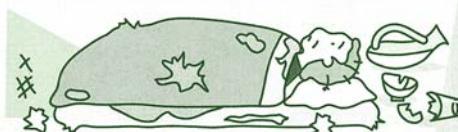
本人の合意なしに財産やお金を使手に使う。
理由もなしに本人にお金を使わせない。



例：生活費を渡さない、使わせない。自宅等を本人に無断で売る。年金や貯金を本人の意思や利益に反して使用する。

介護・世話を放棄・放任(ネグレスト)

家族などが介護や生活の世話をやっていない、
または、結果としてしていない。
世話を放棄、放任によって生活環境や高齢者自身の身体・精神的状態を悪化させている。



例：入浴させず異臭がしたり、髪が伸び放題、皮膚が汚れている。水分や食事を十分与えられないことで、空腹状態が長時間続き脱水症状や栄養失調状態にある。室内がゴミだらけなど劣悪な環境で生活させる。

連絡・相談先

幌延町役場町民課保健福祉グループ ☎5-1111(内線160)
幌延町住宅介護支援センター ☎5-1790